

ご 案 内

送信日: 令和5年5月29日

送信枚数: 枚 (送付状を含む)

送付先: 組合員各位

TEL:

FAX:

差出人: 前 川 肇

三重県津市羽所町700 アスト津 7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

■ 件 名 「事業再構築補助金の産業構造転換枠」の対象について

いつもいろいろと組合活動にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、みだしの標記事業について5月24日付「燃料卸売業・ガソリンスタンド・燃料小売業」が産業構造転換枠の対象となりましたのでお知らせいたします。

2023 年 5 月 26 日
全石商発 23 第 52 号

全石連正副会長・支部長・理事
都道府県石油組合理事長 各位

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事 加藤文彦

事業再構築補助金の産業構造転換枠の対象について

標記事業について、「燃料卸売業・ガソリンスタンド・燃料小売業」が産業構造転換枠の対象となった旨、5 月 24 日付で公表されました。

産業構造転換枠の対象となったことで、揮発油販売業者が標記事業を申請する際、①他の要件と関係なく補助対象事業要件を満たす、②廃業を伴う場合は、廃業費として最大 2,000 万円補助金が上乗せされる、③第 9 回までの公募で採択されている場合であっても、補助上限まで再度申請することができる(要件あり)、などのメリットがあります。

つきましては、概要資料を送付いたしますので、標記事業を積極的にご活用いただきたくお願い申し上げます。

なお、本事業に係る問い合わせ、相談については、経営相談室(室長:浦辻 03-3593-5816)までお願いいたします。

【添付資料】

- ①産業構造転換枠の対象となる業種・業態の一覧
- ②事業再構築補助金の見直しについて(2022 年度第二次補正予算分)
- ③事業再構築補助金 公募要領(第 10 回)抜粋

以上

担当:経営相談室 浦辻 03-3593-5819、今井 03-3593-5835
企画・調査グループ 藤井、田辺、富永、伊藤 03-3593-5836

事業再構築補助金の見直しについて

(2022年度第二次補正予算分)

【主な見直し内容】

1. 成長枠の創設(旧通常枠を見直し)

・過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態(※)に属していること

(※)対象となる業種・業態は、事務局で指定(公募開始時に事務局HPで公開予定)

2. 産業構造転換枠の創設(新設)

・過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること

※業界団体等が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定

(申請受付期限: 2023年4月7日(金)18時まで(一次締切り分))

期間については、過去10年の場合、コロナによる特異的な影響を除外するため、原則コロナ前である2019年までの期間として申請。コロナ後の期間を含んでいる場合でも、コロナによる特異的な影響を受けていないと認められる場合(例えば、コロナ後に市場規模が激減したが、市場環境の変化によりそれが中長期的なトレンドとなると考えられる場合)には可。

産業構造転換枠の創設

新設

- 国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- 対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする。

産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ① 過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ② 地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（3月上旬受付開始予定。）

又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。） 公募開始時に指定された地域を公表します。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額（※）	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

事業再構築補助金 第10回公募要領(抜粋)

項目	産業構造転換枠	最低賃金枠
概要	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組み事業再構築を支援	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援
補助金額	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数20人以下】 100万円～2,000万円 【従業員数21～50人】 100万円～4,000万円 【従業員数51～100人】 100万円～5,000万円 【従業員数101人以上】 100万円～7,000万円 ※廃業を伴う場合は、廃業費を最大2,000万円上乗せ	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数5人以下】 100万円～500万円 【従業員数6～20人】 100万円～1,000万円 【従業員数21人以上】 100万円～1,500万円
補助率	中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2	中小企業者等 3/4 中堅企業等 2/3
補助対象事業の要件	① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること【事業再構築要件】 ② 事業計画について認定経営革新等支援機関の承認を受けていること。補助金額が3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関(金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可)の承認を受けていること【認定支援機関要件】 ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【付加価値額要件】(※) ④ 現在の主たる事業が過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態から別の業種・業態に転換すること【市場縮小要件】 (※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費の合計額	① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること【事業再構築要件】 ② 事業計画について認定経営革新等支援機関の承認を受けていること【認定支援機関要件】 ③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【付加価値額要件】 ④ 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が対2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%減少していること(当該要件を満たさない場合は、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計付加価値額が対2019～2021年の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していることでも可。)【売上高等減少要件】 ⑤ 2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金＋30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること【最低賃金要件】
廃業費 (産業構造転換枠に申請し、既存事業の廃止を行う場合のみ) ※上限額＝補助対象経費総額の2分の1又は2,000万円の小さい額 ① 廃止手続費(既存事業の廃止に必要な行政手続を司法書士、行政書士等に依頼するための経費) ② 解体費(既存の事業所や事業において所有していた建物・設備機器等を解体する際に支払われる経費) ③ 原状回復費(既存の事業所や事業において借りていた土地や建物、設備機器等を返却する際に支払われる経費) ④ リースの解約費(リースの途中解約に伴う解約・違約金) ⑤ 移転・移設費用(既存事業の廃止に伴い、継続する事業を効率的・効果的に運用するため、設備等を移転・移設するために支払われる経費) ※ 既存事業の廃止とは、事業再構築にともない、営んでいる既存事業を廃止し、今後一切行わないことをいう。複数事業を営んでいる場合はそのうちの一つ以上を今後一切行わないことをいう。例えば、3店舗営む事業のうち1店舗を閉めることは廃止には該当しない。		

◆産業構造転換枠の対象となる業種・業態の一覧

(注) 指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には対象になり得ます。
公募開始以降事務局HPに掲載予定の様式に必要事項を記載の上提出してください。(過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。)

業界団体等が要件を満たすことについて示した業種・業態

管理番号	業種・業態名	業種・業態の定義・外縁	10%以上の市場縮小を示す根拠資料	指定要望団体等
1	出版業（電子出版のみの事業者は除く） 及び書籍・雑誌小売業	書籍・雑誌（電子出版を除く）を出版する事業所又は販売する事業所	（出版科学研究所） https://shuppankagaku.com/statistics/japan/	経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
2	粘土かわら製造業	主として粘土製の標飾りを含む粘土製屋根かわらを製造する事業所 産業分類（2131 粘土かわら製造業）	（経済産業省 工業統計調査） https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html	経済産業省製造産業局生活製品課
3	石油卸売業・ガソリンスタンド・燃料小売業	日本標準産業分類 ・5331石油卸売業 ・6051ガソリンスタンド ・6052燃料小売業	・経済産業省 石油製品需要想定検討会 燃料油ワーキンググループ「2022～2026年度石油製品需要見直し」（2022年3月） ・経済産業省「資源・エネルギー統計年報」 ・CIPA 一般社団法人カメラ映像機器工業会「デジタルカメラ統計」 https://www.cipa.jp/j/stats/history.html ・日本フォトイメージング協会「フォトイメージング市場動向」 https://jpia.jp/category/fromjpia/pi-market/	全国石油商業組合連合会
4	写真機・写真材料小売業・写真プリント・現像・焼付業	日本標準産業分類 ・6081写真機・写真材料小売業 ・7993写真プリント・現像・焼付業	・日本自動車工業会「2050年カーボンニュートラルシナリオ」（2022年9月） https://www.jama.or.jp/operation/ecology/carbon_neutral_scenario/	兵庫県写真材料商協同組合
5	自動車部品製造業	日本標準産業分類 ・3113自動車部品の、附属品製造業上記の中で、「主として自動車用内燃機関部品、内燃機関用電装品・電子部品、駆動・伝導部品、排気系部品を製造する企業」が対象	・経済産業省「工業統計調査」 https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html	(一社)日本自動車部品工業会
6	綿・スフ織物業	日本標準産業分類 ・1121綿・スフ織物業	・経済産業省「工業統計調査」 https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/index.html	日本綿スフ織物工業連合会
7	靴下製造業	日本標準産業分類 ・1184靴下製造業	・総務省「家計調査」 https://www.stat.go.jp/data/kakei/	日本靴下工業組合連合会
8	国産ニット生地・ニット生地製造業	日本標準産業分類 ・1131丸編ニット生地製造業 ・1132たて編ニット生地製造業 ・1133横編ニット生地製造業 ・1166ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く） ・1167ニット製アウターシャツ類製造業 ・1168セーター類製造業	・経済産業省「工業統計調査」 https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html	日本ニット工業組合連合会
9	印刷業・製版業・製本業・印刷物加工業	日本標準産業分類 ・151印刷業 ・152製版業 ・153製本業・印刷物加工業	・経済産業省「工業統計調査」 https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html	一般社団法人日本印刷産業連合会
10	自動車事故整備業	日本標準産業分類 ・8919 その他の自動車整備業に分類される自動車車体整備業のうち、事故整備に係るもの	日本自動車整備振興会連合会編「自動車整備白書（平成22年度～令和2年度版）」 「事故整備の売上高」	一般社団法人日本自動車車体補修協会
11	寝具製造業・毛布製造業	日本標準産業分類 ・1191寝具製造業 ・1192毛布製造業	・経済産業省「工業統計調査」 https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html	一般社団法人日本寝具寝装品協会
12	外衣・シャツ製造業（和式を除く）	日本標準産業分類 ・116外衣・シャツ製造業（和式を除く）	・厚生労働省「国民生活基礎調査」 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html ・総務省統計局「家計調査年報」 https://www.stat.go.jp/data/kakei/npsf.html	日本アパレルソーイング工業組合連合会
13	美容業	日本標準産業分類 ・7831美容業		SPC JAPAN全国理美容事業協同組合連合会

抜粋

事業再構築補助金

【サプライチェーン強靱化枠を除く】

公募要領

(第10回)

公募期間：令和5年3月30日(木) ～ 令和5年6月30日(金)18:00まで(厳守)

1.2版

令和5年5月

事業再構築補助金事務局

【注】この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを事務局のホームページでご確認ください。

サプライチェーン強靱化枠にかかる公募要領は以下をご確認ください。

https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo_sc.pdf

3. 補助対象事業の類型及び補助率等

本事業には、「成長枠」、「グリーン成長枠」、「卒業促進枠」、「大規模賃金引上促進枠」「産業構造転換枠」、「サプライチェーン強靱化枠」、「最低賃金枠」及び「物価高騰対策・回復再生応援枠」の8つの事業類型があります。同一法人・事業者での各事業類型への応募は、1回の公募につき1申請に限ります（一部例外あり。複数の事業を計画している場合にあっては、事業計画書中に複数の計画の内容を記載して申請することは可能です）。申請後の事業類型の変更はできませんので、申請の際には十分にご検討ください（過去の公募回で補助金交付候補者として不採択となった事業者は、事業計画の見直しを行った上で、再度申請することもできます。ただし、前公募回における補助金交付候補者の採択結果が公表されるまでの間は、システム上で申請を受け付けることはできませんので、ご注意ください。）。また、一度交付決定を受けた事業者は、原則再度申請することはできません。ただし、「グリーン成長枠」、「産業構造転換枠」、「サプライチェーン強靱化枠」については、一定の条件を満たす場合に限り、既に補助金交付候補者として採択されている又は交付決定を受けている事業者においても申請が可能です。詳細は以下4. 補助対象事業の要件を参照してください。

各事業類型の補助対象事業の要件については、「4. 補助対象事業の要件」をご確認ください。

【①成長枠】

項 目	要 件
概要	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む中小企業等を支援。
補助金額	【従業員数 20 人以下】 100 万円 ～ 2,000 万円 【従業員数 21～50 人】 100 万円 ～ 4,000 万円 【従業員数 51～100 人】 100 万円 ～ 5,000 万円 【従業員数 101 人以上】 100 万円 ～ 7,000 万円
補助率	中小企業等 1/2（大規模な賃上げ（※）を行う場合は 2/3） 中堅企業等 1/3（大規模な賃上げ（※）を行う場合は 1/2）
補助事業実施期間	交付決定日～12 か月以内（ただし、補助金交付候補者の採択発表日から 14 か月後の日まで） ※交付決定後自己の責任によらないと認められる理由により、補助事業実施期間内に完了することができないと見込まれる場合には事故等報告を提出してください。補助事業実施期間の延長が認められる場合があります。
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

（※）事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45 円、②給与支給総額+ 6 %を達成すること。

【②グリーン成長枠】

項 目	要 件
概要	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14 分野の課題の解決に資する取組を行う中小企業等の事業再構築を支援。
補助金額	（エントリー） 中小企業等【従業員数 20 人以下】 100 万円 ～ 4,000 万円 【従業員数 21～50 人】 100 万円 ～ 6,000 万円 【従業員数 51 人以上】 100 万円 ～ 8,000 万円 中堅企業等 100 万円 ～ 1 億円 （スタンダード）

補助事業 実施期間	交付決定日～成長枠・グリーン成長枠の事業計画期間終了まで ※交付決定後自己の責任によらないと認められる理由により、補助事業実施期間内に完了することができないと見込まれる場合には事故等報告を提出してください。補助事業実施期間の延長が認められる場合があります。
補助対象経費	成長枠・グリーン成長枠の補助対象経費に準じる。 ※大規模賃金引上促進枠の補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠の補助対象経費と明確に分ける必要があります。同一の建物や設備等を、大規模賃金引上促進枠と成長枠又はグリーン成長枠との両方で対象経費とすることはできません。

※①成長枠又は②グリーン成長枠に申請する事業者は上乗せ枠である③卒業促進枠又は④大規模賃金引上促進枠に追加で申請することが可能です。ただし、③卒業促進枠又は④大規模賃金引上促進枠の申請は、①成長枠又は②グリーン成長枠の申請と同時に進めなければなりません。また、③卒業促進枠及び④大規模賃金引上促進枠の両方に追加申請することはできません。

【⑤産業構造転換枠】

項 目	要 件
概要	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の中小企業等が取り組む事業再構築を支援。
補助金額	【従業員数 20 人以下】 100 万円 ～ 2,000 万円 【従業員数 21～50 人】 100 万円 ～ 4,000 万円 【従業員数 51～100 人】 100 万円 ～ 5,000 万円 【従業員数 101 人以上】 100 万円 ～ 7,000 万円 ※廃業を伴う場合には、廃業費を最大 2,000 万円上乗せ
補助率	中小企業者等 2/3 中堅企業等 1/2
補助事業 実施期間	交付決定日～12 か月以内（ただし、補助金交付候補者の採択発表日から 14 か月後の日まで） ※交付決定後自己の責任によらないと認められる理由により、補助事業実施期間内に完了することができないと見込まれる場合には事故等報告を提出してください。補助事業実施期間の延長が認められる場合があります。
補助対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費、廃業費

【⑥サプライチェーン強靱化枠】

サプライチェーン強靱化枠は、対象経費等が異なるため、公募要領を分けております。サプライチェーン強靱化枠の内容については、以下をご確認ください。

https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo_sc.pdf

【⑦最低賃金枠】

項 目	要 件
概要	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援。
補助金額	【従業員数 5 人以下】 100 万円 ～ 500 万円 【従業員数 6～20 人】 100 万円 ～ 1,000 万円 【従業員数 21 人以上】 100 万円 ～ 1,500 万円

大規模賃金 引上促進枠	① 成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者であること ② 成長枠又はグリーン成長枠の補助事業終了後 3～5 年の間、事業場内最低賃金を年額 45 円以上の水準で引上げること【賃金引上要件】 ③ 成長枠又はグリーン成長枠の補助事業終了後 3～5 年の間、従業員数を年率平均 1.5%以上増員させること【従業員増員要件】
産業構造転換枠	① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること【事業再構築要件】 ② 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。補助金額が 3,000 万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関（金融機関が認定経営革新等支援機関であれば当該金融機関のみでも可）の確認を受けていること【認定支援機関要件】 ③ 補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【付加価値額要件】 ④ 現在の主たる事業が過去～今後のいずれか 10 年間で、市場規模が 10%以上縮小する業種・業態に属しており、当該業種・業態とは別の業種・業態の新規事業を実施すること、または地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の 10%以上が失われると見込まれる地域で事業を実施しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の 10%以上を占めること【市場縮小要件】 <以下は第 1 回～第 9 回公募で補助金交付候補者として採択されている又は交付決定を受けている場合の要件> 第 1 回～第 9 回公募で補助金交付候補者として採択された者（※）であっても、以下の⑤及び⑥を満たす者は、産業構造転換枠に申請することができます。ただし、第 1 回～第 9 回公募でグリーン成長枠で補助金交付候補者として採択されている事業者（※）は、応募することができません。 なお、補助金額は、第 10 回応募申請時点における 1 回目採択分の採択額、交付決定額又は確定額のいずれか最も低い金額と第 10 回公募の産業構造転換枠の補助上限額との差額分を上限とします。また、支援を受けることができる回数は 2 回が上限となります。 ※補助金交付候補者として採択された事業を辞退した場合を除く。 ⑤ 既に事業再構築補助金で取り組んでいる又は取り組む予定の補助事業とは異なる事業内容であること【別事業要件】 ⑥ 既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があること【能力評価要件】
サプライ チェーン 強靱化枠	サプライチェーン強靱化枠の公募要領をご確認ください。 https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo_sc.pdf
最低賃金枠	① 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること【事業再構築要件】 ② 事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること【認定支援機関要件】 ③ 補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【付加価値額要件】 ④ 2022 年 1 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が対 2019～2021 年の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%減少していること（当該要件を満たさない場合は、2022 年 1 月以降の連続する 6 か月のうち、